

檜枝岐村観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 檜枝岐村

事 業 名 : 観光施設事業(休養宿泊施設)

策 定 日 : 令和 2 年 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	非適用	事業開始年度	・尾瀬沼ヒュッテ:S39年 ・尾瀬御池ロッジ:S42年	
事業の種類	観光施設事業 (休養宿泊施設)	施設名	・尾瀬沼ヒュッテ ・尾瀬御池ロッジ	
職員数	8人			
事業の内容	休養宿泊施設運営事業			
年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H29 9,196人	H30 8,950人	R1 7,804人	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R1 100%	H30 100%	H29 100%	
経費回収率* ※過去3年度分を記載	R1	H30 95%	H29 %	
民間活用の状況	ア 民間委託	—		
	イ 指定管理者制度	—		
	ウ PPP・PFI	—		

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100 \right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100 \right)$

(2) 料金形態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料金の概要・考え方	宿泊料金(1泊2食、税込み) —尾瀬沼ヒュッテ— 子供6,500円～ 大人8,500円～ —尾瀬御池ロッジ— 子供7,000円～ 大人9,000円～
-----------	--

(3) 施設を取り巻く環境等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

福島県の最南に位置し、群馬、栃木、新潟の3県に隣接しており、本州最大の高層湿原である尾瀬国立公園を有した自然景観豊かな場所である。
東北自動車道「西那須野塩原IC」から約100Kmの場所あり、首都圏からの宿泊を伴ったお客様が過半数を占めている。

2. 経営の基本方針

宿泊施設の経営状況については、少子高齢化に伴う旅行者の減少や新型コロナウイルスによる山岳観光ニーズの変化などにより、増収増益が見込めない一方、今後施設の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれるなど、今後は更に厳しい経営が予想される。
またこれまで村民の雇用を確保するための施設として大きな役割を果たしてきたところである。しかし、人口減少等の影響により雇用の確保が厳しいことから、人口規模の小さい地元企業等による指定管理者制度も見込めない状況であり、これまでの経緯や経験を生かした経営手法が極めて重要になると考えられる。
このような状況から不採算部門の見直しなどを含め、長期的な施設の運用・運営を村独自の手法で行うことを基本方針とする。

eiKa

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たつての説明

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

尾瀬沼ヒュッテは当初の営業開始から56年、尾瀬御池ロッジは施設のリニューアルオープンから23年が経過しており、両施設ともに建物、付帯設備等の修繕が必要となつてきている。
令和元年度から令和3年度までの事業については重点事業3か年計画に従つて実施し、中・長期的な事業については、公共施設等総合管理計画に基づき、財源の確保に努めながら計画的な設備投資を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

サービス向上のための方策を検討し、利用者の増加に努める。
設備投資については、関連省庁等の補助金と自己財源である基金を活用し、一般会計からの繰入抑制を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収益の確保と経常経費の抑制に努め、利益の向上を図る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	施設の修繕個所を精査し、計画的な投資を行う。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	—
防災・安全対策に関する事項	定期的な点検を実施し、修繕の優先順位を決定し、利用者の安全確保に努める。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	定期的な検討を行う。
その他	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	社会情勢を踏まえた利用者のニーズを的確に把握し、適正な料金体系への移行を検討する。
利用状況に関する事項	経営状況や今後のマーケットの行く末を見極め、独自の効率的な営業を目指す。
繰入金に関する事項	一般会計からの安易な繰り入れに頼ることなく、受益者負担と基金繰入をベースとした施設経営を目指す。
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	—
職員給与費に関する事項	事業運営に必要な最小限の職員を配置するとともに、人件費の適正化に努める
委託費に関する事項	施設管理については、必要最小限の人員で対応しているが、受託を希望する民間事業者があれば指定管理等の業務委託を検討する。
その他	—

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	国立公園の重要拠点であり、公衆トイレなどを併設した公共施設の管理・運営が必要であり、地域の観光振興においても重要な役割を果たしているため、一定の意義が認められる事業である。
公営企業として実施する必要性	民間企業の休業や廃業もある中で、国、県、他の団体等と連携した運営を図っていくうえで重要な施設であり、総合的な活用を図るうえでも公営企業として実施する必要性が認められる。

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略は10年間の計画とするが、年度ごとの進捗管理を踏まえ、計画と実績の乖離検証を行う。
---------------------	--

